

「光化学オキシダントの環境改善効果を適切に示すための指標に係る
測定値の取り扱いについて」及び全国の光化学オキシダント濃度の計算結果

都道府県
各 } 大気環境担当部（局）長 殿
大気汚染防止法政令市 }

環境省水・大気環境局大気環境課長

光化学オキシダントの環境改善効果を適切に示すための指標に係る測定値の取り扱いについて

光化学オキシダントの環境改善効果を適切に示すための指標（中間とりまとめ）について通知したが（平成26年9月26日付け環水大大発第1409262号）、この指標に係る測定値の取り扱いについて、下記のとおり定めたので通知する。

都道府県及び政令市においては、今後、光化学オキシダントの長期的な変化を評価し、情報提供する際に本指標を活用されたい。

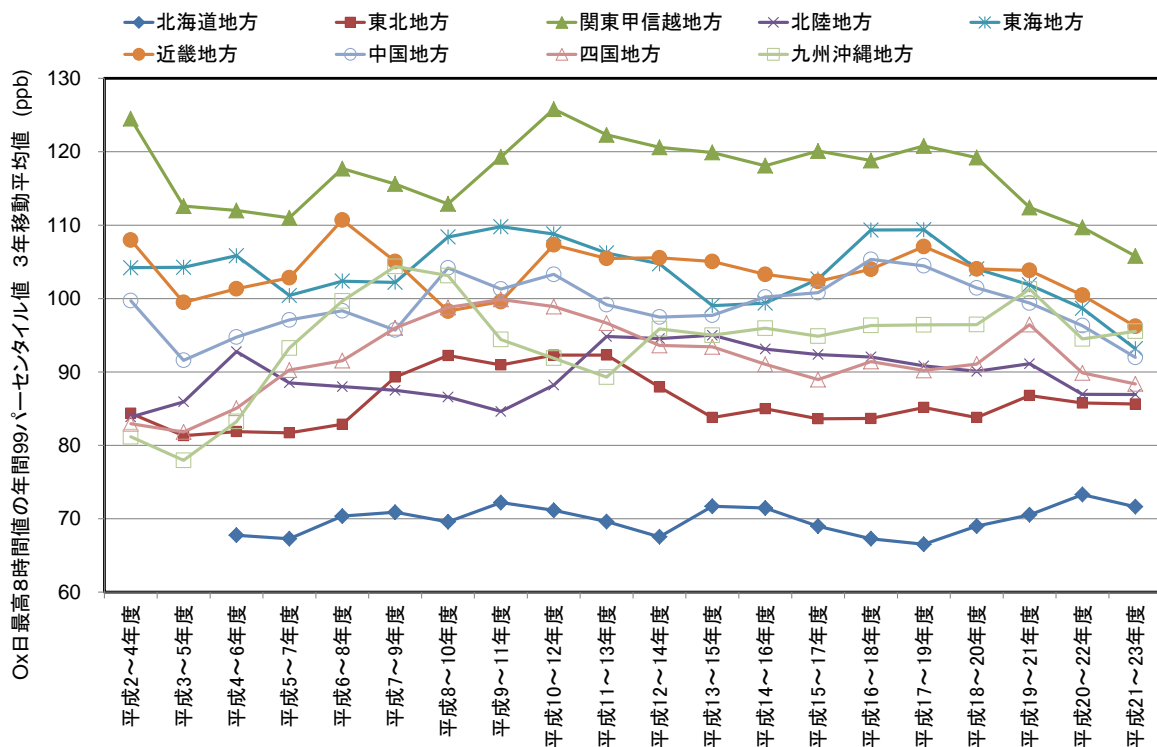
なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

- 1 測定局別日最高 8 時間値の年間 99 パーセンタイル値の 3 年移動平均値を算出手順（別紙参照）
 - (1) 各年度の測定局別 1 時間値を基礎データとする。
 - (2) 各年度の測定局別 8 時間値（8 時間の移動平均値）を算出する。
8 時間値は当該時刻の測定値を含む前 8 時間を対象とする。
 - (3) 測定局別 8 時間値から測定局別日最高値 8 時間値を算出する。
 - (4) 測定局別日最高 8 時間値の年間 99 パーセンタイル値を算出する。
 - (5) 測定局別日最高 8 時間値の年間 99 パーセンタイル値の 3 年移動平均値を算出する。
- 2 測定値の取り扱い
 - (1) 8 時間値の算出においては、当該時刻を含む前 8 時間のうち 6 時間以上測定された場合を有効とする。
 - (2) 日最高 8 時間値の算出においては、8 時間値の欠測が 1 日（24 時間）のうち 4 時間を超える場合、当該日は算出対象としない。
 - (3) 年間 99 パーセンタイル値の算出においては、日最高 8 時間値の有効測定日数が 250 日に満たない場合、当該年度は算出対象としない。
 - (4) 3 年移動平均値の算出においては、当該年度を含む前 3 年分の日最高 8 時間値の年間 99 パーセンタイル値が有効である場合のみ算出する。
 - (5) 4 月 1 日の 8 時間値には、前年度の測定値（3 月 31 日分）を含む。

（担 当）環境省水・大気環境局大気環境課
越境大気汚染係 小林、水島
〒100-8975 東京都千代田霞が関 1-2-1
TEL：03-5521-9021 FAX：03-3580-7173

全国の光化学オキシダントの環境改善効果を適切に示すための指標による域内最高値の経年変化



地域区分一覧表¹

地方区分	該当する都道府県									
北海道地方	北海道									
東北地方	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県				
関東甲信越地方	東京都	栃木県	群馬県	埼玉県	茨城県	千葉県	神奈川県	長野県	山梨県	
北陸地方	新潟県	富山県	石川県	福井県						
東海地方	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県						
近畿地方	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県				
中国地方	鳥取県	島根県	岡山県	広島県						
四国地方	徳島県	香川県	愛媛県	高知県						
九州沖縄地方 ²	山口県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	

¹ 気象庁の季節予報で用いている予報区分を参考に地方区分を設定した。

² 九州沖縄地方は、気象庁の区分における九州北部地方、九州南部・奄美地方および沖縄地方を含む。